

(6) 地元新聞記事に記された李ライン拿捕・抑留の状況について

升田 優

1. はじめに

- ・公益財団法人日本国際問題研究所においては、令和2年度の領土・主権・歴史の分野に係る事業の一環として、『島根県地方紙における「竹島報道」悉皆調査報告書』の取りまとめを行われたところである。
- ・筆者は、調査監修という立場で当該報告書に関与したところであるが、監修の過程で、新聞紙上に李承晩ラインに関する記事、特に拿捕・抑留された漁船員の詳細な記事が残されていることに目がとまった。

これまで竹島問題について調査研究する過程で、李承晩ラインで拿捕・抑留された県出身の漁船員、県出身被害者の全体像がこれまでの資料では判然としていないという問題認識を持っていた。

- ・このような問題認識の上で、悉皆調査で収集できる拿捕・抑留者の情報を取りまとめ、分析することによって、李承晩ラインで拿捕・抑留された県出身被害者の全体像を解明したいとの思いで、今回調査を行ったものである。

□(参考)調査媒体

- ・島根新聞 昭和20年 1月1日 ～昭和27年 3月31日
 - ・山陰新報 昭和27年 4月1日 ～昭和32年 9月30日
 - ・島根新聞 昭和32年10月1日 ～昭和34年12月31日
- 総頁数 1万9489ページ
調査は、山陰中央新報社が実施

□(参考)調査により抽出した記事数

項 目			記事数
1	竹島・李承晩ライン・日韓関係		635
2	拿捕・抑留		290
3	対日講和		528
4	マッカーサーライン		16
5	隠岐の振興		159
6	密航・漂着		67
7	その他		82
	1 機雷・漂着物	47	
	2 アシカなど	10	
	3 引き揚げなど	14	
	4 爆弾処理場など	11	
8	漁業		907
	1 隠岐の漁業	339	

	2 日本海の漁業	505	
	3 漁場調査・開発	63	
	総 計		2684

2. 調査方法等について

- 1) 本調査は、『島根県地方紙における「竹島報道」悉皆調査報告書（第1集）』（公益財団法人日本国際問題研究所発行）所収の資料に基づき行ったもの
- 2) 従って、本調査の内容は、昭和27年1月18日に李承晩ラインが宣言されて以降、上記悉皆調査の対象期間（昭和20年1月1日から昭和34年12月31日まで）の終期である昭和34年12月31日までの間における状況をまとめたもの
* 李ラインの宣言以後の全期間にわたる状況を取りまとめたものではない。
- 3) 調査対象は、島根県関係者（本県に住所を有する場合のみならず、本県出身として報道された者も含む）の状況

3. 調査結果

（1）概要

- ・ 拿捕された隻数及び乗組員数

36隻（ 県内船 5隻 ・ 他県船 31隻 ）

153人（ 県内船 55人 ・ 他県船 98人 ）

注)

- ① 県発表資料で抑留者氏名として報道があるものの、その乗組船や釈放の状況などが不明な2名は、この調査の対象からは除外
- ② 2回拿捕された乗組員が2名見られる（2回目は拿捕後に脱出）が、この調査では各々として取り扱っている

- ・ 拿捕・抑留された船ごとの状況は、別紙「李ライン拿捕・抑留の状況（まとめ）」の通り

（2）昭和34年12月31日現在の状況

- ・ 釈放等 31隻・133人

- ・ 抑留 3隻・13人

（1隻重複）

- ・ 不明 3隻・7人 （*対象記事からは状況が不明）

（3）釈放等の状況

- ・ 脱出 1隻・3人

- ・ その場釈放 2隻・6人

・特赦で釈放	2 隻・ 2 人
・年少者送還	5 隻・ 6 人
	(5 隻重複)
・その他	1 隻・ 1 人
・送還第一陣 28. 11. 26	1 0 隻・ 3 5 人
・ 33. 2. 2 相互釈放送還	9 隻・ 4 4 人
	(2 隻重複)
・ 33. 4. 24 第三次送還	4 隻・ 2 4 人
・ 33. 5. 18 第四次送還	4 隻・ 1 2 人

(4) 拿捕された船の状況

1) 船籍地

・県内	5 隻
・県外	31 隻
	山口県 17 隻
	福岡県 7 隻
	長崎県 3 隻
	国 1 隻
	不明 3 隻

2) 船の規模

・県内	10～50 トン	5 隻
・県外	50 トン以上	18 隻
	不明	13 隻

3) 拿捕された地点

・李ライン付近	18 隻
・李ライン外	5 隻
・不明	13 隻

(5) 乗組員の状況

1) 住所地等（出身地を含む。主に当時の地名等で区分）

・八束地域	7 0 人
・平田・大社地域	1 6 人
・浜田・那賀地域	3 4 人
・益田・美濃地域	1 9 人
・隠岐地域	8 人
・不明	6 人

2) 年代

・1 0 代	1 7 人
--------	-------

- ・ 20代 75人
- ・ 30代 46人
- ・ 40代 10人
- ・ 50代 2人
- ・ 不明 3人

3) 抑留期間

- ・ 1月未満 9人
- ・ 1～6月 39人
- ・ 6月～1年 3人
- ・ 1～2年 13人
- ・ 2～3年 12人
- ・ 3年以上 55人
- ・ 不明 2人

4. 今回の調査結果からわかったこと

(1) 被害の概要

1) これまで公式の記録や報告では、次のような拿捕状況が記されている。

例えば、

① 新修島根県史では

「11隻の漁船が拿捕され、114人の乗組員が韓国に連行された」と、県内船の拿捕状況を述べている。

② 「県政のあゆみ」では

◎（昭和30．31年度）版の記述

「本県の所属は第13表に示すとおり五隻の中型底曳漁船が捕獲され五二名の船員は韓国に抑留されている」、「その後三三年一月にいたり両国間の交渉が進み解決のきざしが見られるにいたった」

第13表 だ捕漁船調

年度	隻数	人員
29年	3	31
30年	1	13
31年	1	12
計	5	56

「56名中4名は帰国したため
現在未帰還者は52名」

◎（昭和32．33年度）版の記述

「昭和二九年七月以降三三年二月までに県内船五隻（五六人）、本県関係者を持つ県外船一六隻（五四人）が不当にだ捕抑留される事態が生じた」、「三二年一二月抑留者の相互釈放協定の成立により、三三年五月までにその大半の送還実現をみるに至った。（第7表参照）」「しかし韓国には、なお一三人の本県関係者が残されている。」

第7表 だ捕漁船乗組員帰還状況一覧表

年度	隻数	抑留船員数			帰還船員数		
		県内船	県外船	計	県内船	県外船	計
29年	9(3)	31	21	52	4		4
30年	1(1)	13		13			
31年	9(1)	12	21	33			
32年	2		12	12	29	22	51
33年	0				23	19	42
計	21(5)	56	54	110	56	41	97

(注) () 内は本県在籍船数を示す

③県議会における報告は

- ・昭和33年4月18日水商厚生委員会

「本県船籍の52名は全員帰ったが、なお本県出身で他県船籍船員27名が残留している」

- ・昭和38年5月17日水商厚生委員会

「対馬周辺に出漁する漁船は常に拿捕の危険にさらされ、最近における浜田大型船組合所属第2東洋丸及び第8大成丸の拿捕事件を含め、過去延8隻84人の本県船乗組員が拿捕抑留されている。これに他県船乗組の本県出身者を含めると、確認できたものだけで延154人が過去抑留されるという遺憾な経験をみている」

- 2) 李ラインが設定されていた全期間を通じての、県内船、他県船を問わず、拿捕された島根県関係者を網羅的に捉えた資料はこれまでのところ見当たらない。

上記1)の諸資料を総合すると、県内船、他県船を通じて、180人を超える乗組員が拿捕されたことが推測できる。

- 3) 今回の悉皆調査にかかる報道において、他県船の乗組員の状況もかなり詳細に判明した。今回調査に加え、昭和35年以降の拿捕の状況を勘案すると、李ライン全期間を通じての拿捕は、

今回悉皆調査(27～34年)	県内船 55人	他県船 98人
島根県史(35年以降)	県内船 58人	(未調査)
計	計 113人	98人+(未調査)

このように、今回調査により少なくとも211人以上の乗組員が筆舌に尽くしがたい被害を受けていたことが判明した。今後、未調査分を含めた全体の被害状況の把握を行いたい。

なお、島根県の資料で県関係乗組員数の全体としての記録が残されていないのは、「県外、県内船を問わず、県民は同じ扱いをしているが、見舞金は船の所属県より出している」等の事情があったものと思われる。

(2) 乗組員の状況

- 1) 拿捕された乗組員の住所地等を多い順に見ると、次のようになる。

□八束地域	70人
千酌地区（笠浦、千酌、北浦）	20人
島根地区（加賀、野波）	19人
片江地区（菅浦、片江、七類）	16人
本庄地区	7人 など
□浜田・那賀地域	34人
浜田津摩地区	6人
浜田元浜地区	6人
三隅岡見地区	6人
浜田原井地区	3人 など
□益田・美濃地域	19人
益田飯浦地区	5人
益田遠田地区	2人
益田久城地区	2人 など
□平田・大社地域	16人
平田佐香地区	5人
平田北浜地区	4人
大社鷺鷥地区	3人 など
□隠岐地域	8人
島前知夫地区	4人
島前黒木地区	2人 など

2) 地域性

拿捕された乗組員は、県内海岸部のほぼ全ての地域にわたっているが、当時の漁業を巡る状況から次のような地域性が窺われる。

① 出稼漁業、片江船団について

- ・片江村誌によれば、片江村における遠洋への出稼漁業の歴史は明治 30 年代まで遡ることが出来る。特に大正初期に、従来の小型帆船から動力船へと急速に切り換えが進み、さらに大正中期に網を手動式から動力式に切り替えたことにより、二艘びき機船底びき網漁業が生まれた。
- ・そして、大正中期に根拠地を福岡市、下関市へと移転した。

昭和 5 年の状況は、

境港	4 隻	3 2 人
浜田港	6	4 8
下関港	5 6	4 4 8
厳原港	8	6 4

昭和 15 年には、下関港を根拠地とするのは、68 隻 748 人にのぼった。

- ・戦後は敗戦によって朝鮮近海における漁場を喪失した上に、李ラインの設定により、対馬漁場の操業が困難になったため、山陰特に島根県沖合が主漁場となり、西日本各県からの入漁数が急増した。

本地区の企業者は根拠地を境港市と浜田市に移して操業した。境港には、機船巾着網 3 企業体 4 統 300 人、浜田には、機船底びき網 2 企業体 4 隻があった。

なお、浜田には千酌地区稲積出身者を主体に組織された出雲船機船底びき網漁業組合（所属船 15 組）が本拠を置いていた。

- ・また、東シナ海及び黄海を漁場とする以西機船底びき網漁業に出漁する経営者は、日本遠洋底びき網漁業協会を結成し、下関にも支部を置いていた（会員 26 名）が、美保関町出身会員は、

片江	3 企業体	1 1 組
惣津	2	3
菅浦	1	1
稲積	1	1

片江海洋漁業は、就業船数 7 組 14 隻、乗組船員約 180 名、うち 7 割が片江を中心とする県人であった。

② 出雲船について

- ・浜田市誌によれば、大正の初め頃に出雲から底曳漁船が外ノ浦に来て、ここを基地として操業を始めたので、浜田の漁獲量は急に増えていった、とある。これが出雲船と呼ばれる船団である。
- ・美保関町誌では、稲積船団の活躍として、昭和期に入ると千酌村稲積出身の人々によって、浜田を根拠地にして二艘曳機船底曳網漁業が始められた、と紹介されている。当初浜田の瀬戸ヶ島へ進出して大きな成果を上げ、昭和 6 年には根拠地が外ノ浦に移された。その後事業は発展し、昭和 15 年には根拠地を西の長浜に移した。終戦の時点では壊滅状態にあったが、昭和 25 年には新鋭船を整備、活躍を再開した。
- ・戦後の出雲船は、出雲船魚市株式会社（昭和 27 年設立）所属船 14 統で操業していた。

山福丸、八束丸 3 統、浜富丸 2 統、豊栄丸、栄光丸、健洋丸、大和丸 2 統、戎丸、明神丸、招福丸

（3）補償等の状況

県の資料からは、次のような対応が行われたことが窺われる。

1）国への要望

- ・昭和 31 年 1 月 30 日水産商工委員会

関係 14 県で「李ライン関係県議会漁業対策協議会結成を決議し、今後全国知事会と協力同一步調で、漁場の安全確保、抑留された乗組員の即時帰還、捕獲された日本漁船と抑留乗組員に対する国家補償、留守家族・遺族の生活援護など 8 項目を政府、国会に強力な陳情を行う」

- ・昭和 37 年 9 月 27 日水商厚生委員会（執行部）

「各種団体の決議をもとに、早期送還、安全操業確保、船・漁具の補償の 3 点について、上京のたびごとに外務省及び農林省に対し陳情を続けている」

- ・昭和 40 年 12 月 18 日水商厚生委員会（執行部）

「（拿捕された船の補償は）見舞金その他計 50 億円だが、本県はおよそ 1 億円位。竹島の補償は出さぬと言っておる。出せば領有を認めたことになるから」

2) 乗組員・家族への対応

- ・昭和 32 年 7 月 16 日水商厚生委員会（執行部）

「拿捕漁船乗組員家族に対する見舞金

拿捕漁船 5 隻、拿捕船員 52 名（対象 49）

船員保険を掛けている人で保険支給額が 1 万 5 千円を最高限度として、それをオーバーする人には支給しない。1 万 5 千円に満たない人はその差額に対して $2/3$ の 6 ヶ月分、保険に入っていない人は 1 ヶ月 1 万円の 6 ヶ月分を支給する。これは国より出る」

- ・昭和 33 年 1 月 23 日水商厚生委員会（執行部）

「閣議決定で、帰郷旅費と傷病者に対して手当を出すことになった。私どもは少なくとも 1 ヶ月乃至 3 ヶ月の休養期間を与えて、休業保険にかわるものを給付してやりたい、あるいは就職その他の問題についても考えていきたいと思い陳情した。水産庁も関心を持ち努力していただいているが、前の釈放、引揚者との関連において難関を示している」

- ・昭和 33 年 12 月（議会提出資料）

昭和 32 年度予算執行の実績並びに主要施策の成果「日韓漁業対策費」

＊家族見舞金、抑留者差入費などを交付

- ・昭和 37 年 9 月 26 日 199 定例会（田部知事答弁）

「国会議員の協力を願うことを直ちに計画して、皆さん方とも力を合わせて問題の解決に努力したい。留守家族、子弟に対する援助等については考慮をしたい」と答弁。

（注）『日韓漁業対策運動史』（日韓漁業協議会）によると、

1. 政府は、昭和 28 年 10 月 29 日の閣議で、見舞金のかたちで援護措置を講ずることを決定。具体的には「拿捕漁船乗組員救済費補助金交付要綱」により、抑留漁船員に対する差入れ費の補助及び見舞金が支給された。
2. 昭和 29 年 3 月に、被拿捕船漁業者の代船建造並びに漁具入手を容易にして立ち直りに資するため、資金融通特別措置法を制定して農林漁業金融公庫から貸し出す措置をとった。
3. 外国艦船の銃撃ないしは撃沈によって死亡した漁船乗組員に対し、遺族に見舞金の交付（昭和 30 年度）
4. 拿捕損害補償問題の経緯
 - ・昭和 30 年 12 月の李ライン排撃行動大会の決議において、「損害の国家補償を確立せよ」を要求。
 - ・協議会が、昭和 35 年 6 月に損害額調査を行い、補償対策の検討を始めた。政府、与党も、損害額は捕獲した国に求めるという考え方であり、韓国については適当な時期に日韓会談の請求権委員会での議題として討議の対象とすることを予定していた。

- ・昭和 38 年 1 月に、協議会は韓国への賠償請求を関係方面に陳情。船体・装備の評価額が 14 億 3 千万余、積載物の評価額が 5 億 9 千万余、事件に伴う義務的出費が 5 億 5 千万余、稼働想定による推定収益額が 46 億 6 千万余で、合計 72 億 4 千万余だった。

- ・昭和 40 年 3 月 17 日の首席代表会談で、拿捕漁船並びに抑留漁船員の損害問題を早急に解決するよう提案、韓国側も本国の訓令を受け取りしだい折衝をはじめることになったが、最終的には 27 日の椎名・李東元会談において、請求権問題の一環をなす韓国側の在籍船舶補償要求と、日本側の拿捕漁船及び乗組員に対する補償要求とは、日本漁船の安全操業が確保されるかぎり、それぞれの要求を白紙にかえすということで合意するにいたった。

- ・外相会談で合意の結果、政府として補償問題は国内措置として何らかの措置をとることとなった。

協議会が損害額について再検討し、従来の 35 年当時の評価基準（総額 76 億円）を昭和 39 年度評価基準に改めて算出したところ、その総額は約 90 億円に達した。

漁船関係で 24 億 2 千万余、積載物 7 億 9 千万余、事件に伴う出費 2 億 3 千万余、抑留中の賃金は 25 億 1 千万余、休業補償は 23 億 3 千万余、死亡及び傷病補償は 5 億 4 千万余。

具体化の折衝を開始したが、大蔵省は「外交交渉で請求を取りやめたからといって国内的に補償する義務はない」という見解を変えず、これに対し水産庁は「見舞金ということで簡単に片付けられたら困る」という見解であった。

大蔵省の見解としては、すでに数度の見舞金支給、拿捕保険による給付なども行われているのであるから、補償するにしても最高限度 25 億円程度しか認められないということが風評であった。

- ・国会において日韓条約批准に関して与野党の駆け引きが行われている 10 月 21 日（昭和 40 年）、拿捕漁船等の補償金額の大枠が遂に決定した。水産関係各議員が自民党三役及び関係大臣に対する強力な折衝の所産であった。

補償の内容は、特別交付金 40 億円、低利長期の融資 10 億円。

協議会が算出した損害総額は 90 億円であるが、日韓交渉において日本側が韓国側に要求した金額は 72 億円であったので、結局拿捕保険などによって既に処置済みのものを差し引き約 50 億円と推定し、40 億円プラス融資 10 億円ということになった。

- ・昭和 41 年 4 月 11 日付で「拿捕損害特別給付金支給要綱」が関係知事に通達された。

特別給付金の算定方法のうち、乗組員の場合は、抑留乗組員は抑留期間 1 日につき千円、死亡者は 450 万円プラスとなった。

5. 関係者の声

■船主

- ・29. 11. 14 付（第一、第二大和丸 大島彌次郎さん 57・千酌村）

「一刻も早く釈放帰国させてもらうようお願いするよりほかはない。またこれから寒さに向かうので病気などに冒されないよう念願している。日韓会談を早く円満にまとめて根本的に隣り合せの韓国と手を握っていくことが我々としての一番の念願だ。」

- ・ 29. 12. 23 付（第三平安丸 中島船主・浜田大型船連合会）

「残された家族のことを思うととてもたまらない気持ちだ。特に捕まったところが農林海区の 222 号区といえば明らかに韓国がひとり決めた李ライン外のことで武器を持たない漁夫を拿捕するとは全く残念でたまらない。一刻も早く送還してもらうよう努力してもらいたい。」

- ・ 30. 6. 24 付（大和丸 大島彌次郎さん 52）

「3 人でも帰ってくると（注；未成年船員の帰国）気分的に明るいところに出たような気だ。残りの人もできるだけ早く送還してほしい。」

- ・ 30. 9. 16 付（第一八束丸 渋谷きく子船主の実家・美保関町千酌）

父が脳出血で重態に陥っており親類の人がこの災難を知らせないように気を配っていた。同家で親類の大島モトさんは昨年 11 月 9 日に夫大島彌次郎さん所有の第一、第二大和丸の 2 隻を韓国船にダ捕されたうえ彌次郎さんも抑留の不幸な身である。

- ・ 31. 4. 19 付（第六浜富丸 浜村幸雄さん・浜田市真光町）

「韓国船の李ライン取締りが厳しくなったというので危険なところにはいかぬよう出漁前に注意しておいたが、出港した以上漁労長の判断で操業するので危険なところにいったのでないかと思う。船員をはじめ留守家族に何とおわびしてよいか分からぬ。」

■乗組員

- ・ 28. 12. 9 付（長崎県第五新和丸 高木芳久さん 22・大社町）

「韓国軍艦には大砲ほか多数機関銃があり、これらの銃砲を一斉に自分の方に向けられたときにはもうこれまでと思ったが、逮捕に当たっては発砲はしなかった。木浦でいろいろ調べたのち木浦刑務所に連行された。自分は幸い他の 2 名とともに船の番に残されたので刑務所内の様子は分からない。抑留中警察へ 5 回、裁判所へ 2 回呼び出され、最後の判決で禁固 2 ヶ月の言渡しを受けた。」

- ・ 29. 1. 8 付（福岡県羽衣丸 羽根操さん 19・益田市滑）

「一等航海士が重傷だったので終始釜山の病院で看護に当たっていた。戦前日本が建てたものだが、戦後共産党員の襲撃をうけ内部は荒れている。食事は韓国側の財政難のためか、栄養食などは食べられず、我々は船の時計、ズボンを売って食物を買った。医薬品、医療器具も日本から輸入するため満足に治療することが出来なかったが、看護婦は非常に好意的だった。」

- ・ 31. 3. 17 付（第一大和丸 仁宮陸夫さん・美保関町から便り）

「零下十度、洗濯物は木のようになる韓国も春の気配がただよって参りました（中略）今年 1 月から私達同胞三百人はコンクリート建ての新舎に移され抑留者は 1 舎、2 舎、3 舎に分かれ日夜望郷の念にせめられつつ暮らしています。何時になればわれわれの問題が解決できるのか何故われわれは国際情勢の犠牲者として何

時までもこの生活を続けねばならないのか、日本政府は何をしているのかと大声で叫びたくなります。収容所の待遇は 3 月 1 日からよくなり、今までの麦飯が白飯に変わりました。この白飯を見て同胞の中には帰国は近いと憶測する人もありますが盆までには帰れそうもないようです（後略）」

- ・ 31. 4. 22 付（第一大和丸 仁宮陸夫さん・美保関町から便り）

「収容所では日本人の誇りとする桜を見ることが出来ず残念でなりません（中略）抑留者一同が得た情報によるとわれわれの帰国は今月と来月に行われるそうです。今月には 2 百名帰れるそうです一同希望に胸をふくらましてその日を待っています。」

- ・ 31. 4. 22 付（第二大和丸 小山圭吾さん・美保関町から便り）

「（中略）収容所は専ら帰国話でもちきり一同吉報を今かと待っています。帰国の日は近いでしょう大和丸一同も元気で皆様にお会いできる日を夢みつつ待っています。」

- ・ 31. 5. 13 付（第二大和丸 小山圭吾さん・美保関町から便り）

「抑留生活の精神的、肉体的苦痛は今更申述べるまでもありません。昨年春頃より数度にわたる抑留船員の交換問題のうわさも 8 月 17 日日韓の国交断絶で前途に光明を失い、暗たんたる気持ちでした。昨年暮れごろから漸く交換問題が世論として上り本年初頭から急速に日韓外交が進展、4 月 20 日開かれた第一次会談の報に接しわれわれ一同会談の成果に希望をかけたが、これもつかの間の夢で会談内容不明のまま第二次会談が再開され韓国新聞の報道では決裂寸前の現状を公表しています。この報道に接した抑留船員の心情を御想像下さい。4 月 27 日の京城日報によると韓国代表の声明はこの会談における日本政府間（外務、法務）の意見不一致を公表していますが、抑留者一同まことに遺憾にたえないところです。私たちは日本政府の認めた農林漁区水域内において操業中ダ捕されたもので、政府は当然この責任を負うべき義務があるものと信じます。政府内の意見対立の犠牲とするようなことは抑留船員の人権を無視するものとして憤激にたえません。抑留船員の窮状と祖国を恋い慕う胸中をくみとっていただきたい。」

- ・ 31. 5. 26 付（第三平安丸 池野和平さん 23・浜田市元浜町から便り）

平安丸船員一同と大和丸船員の一部が仲良く撮った写真が送られてきた。同封の手紙には「帰国問題について交渉決裂で我々の帰国は全く望みがなくなった」と書かれていた。

- ・ 33. 1. 14 付（第三平安丸 池野和平さん 25・浜田市）

「両国の国交が完全に回復すると共に李ライン問題の早急な解決を切望する。」

- ・ 33. 1. 14 付（第五玉力丸 伊達彪船長 33・島根村）

「李ラインぎりぎりの線上で逮捕されたが、韓国裁判でラインに入ったという判決を受けた。抑留当時は韓国国内の経済情勢から待遇は悪かったが、1 年ぐらい前からはずっとよくなった。今後は二度とこのような不幸が起こらないよう祈る。帰国したらゆっくり静養して健康の回復をはかりたい。今後も船員生活をつづけるつもりだ。」

- ・ 33. 2. 2 付（第一大和丸 小川船長 30・島根村）

「3 年間の抑留生活を振り返ると本当に暗い毎日だったが、こうして日本の土を踏み肉親に会ってみれば苦労も吹飛んだようですただ心に残るのは残っている他の漁船の同胞のことですが、みんな元気でもうすぐ帰れると胸をふくらませている。もうだれも船がこわいのでいまのところ再び漁に出るという考えはないといっている。早く根本的に解決してもらいたい。それが長い間の念願でした。」

- ・ 33. 2. 2 付（第一八束丸 大西亮市調理員 19・美保関町千酌
第六浜富丸 松本武夫調理員 18・松江市本庄町）

年少者として優先帰国となった両君は中学校を出て乗船し 2 ヶ月目にダ捕された。「当時のことを思い出すと恐ろしくてならない。収容所では他の人と一緒に生活していたがもう船に乗るのは恐ろしい」と語っていた。

- ・ 33. 2. 3 付（第二大和丸 米井章二船長 35・大社町鷺浦）

帰国者代表として「無事帰ってきました。今回私たちが帰国できたのも皆さまのご尽力によるもので厚くお礼申し上げます」と帰国のお礼を述べた後「私たちの願いとしては日韓問題を一日も早く解決して日韓双方が互いに友好を結ぶよう希望します」と日韓両国の友好によって李ライン問題を解決し公海での安全操業ができるよう切望した。

- ・ 33. 2. 4 付（第二大和丸 小川圭吉甲板長 37・美保関町菅浦）

帰国者代表として「韓国側の一方的な処置で長い間肉体的、精神的な苦労をしたが、その間私たちや家族に寄せられた皆さん方の温かい同情とご支援に心から感謝しています」とお礼の言葉を述べた。

- ・ 33. 2. 5～7 付（韓国抑留事情を語る）

第二大和丸 小川昭船長（30）・島根村

第一大和丸 小山圭吉甲板長（37）・美保関町

第二大和丸 餅谷勇市通信局長（35）・浜田市津摩

第三平安丸 津田松市水夫長（48）・浜田市元浜町

□捕まった当時の状況

小川（第二大和丸）

「29 年の 11 月 9 日午前 7 時 40 分頃。操業中南方海上に船影を認めたが、操業地点は対馬に近いし、日本の監視船か巾着船ぐらいにしか考えずタカをくくっていた。まもなくその船が韓国旗をかかげていることを知りあわてたが、そのときはもう手遅れ。右舷から後尾に迂回した韓国の警備艇が自動小銃で威嚇射撃をはじめたのですっかり観念した。」

小山（第一大和丸）

「そのとき乗組員の大半は寝ていたが、射撃の音に驚いて早速イカリのロープを切り、アミを切って全速で対馬方面に逃げたが、監視船は射撃しながら追ってくるし空からは韓国機が低空で威嚇してくるし、ついに 8 時半、韓国船に捕まってしまった。逃げるときは恐ろしいというより無我夢中だった。」

餅谷（第二大和丸）

「韓国船がきているときいてとっさに、ブリッジから窓越しに通信室に入り、厳原海上保安部に緊急無電を打った。ところが一向応答がない。あきらめて

附近海上の巡視船に救助電報を打ったところ巡視船“あまくさ”が出てきた。
だがもうそのときは韓国警備艇がピッタリと横付けされていた。」

小川（第二大和丸）

「本船に横付けにした韓国船から武装警官 2、3 人が乗り込んできて船長、機関長、甲板長を除く乗組員全員を監視船に移乗させ、李ライン侵犯を追及してきた。われわれは李ラインは一方的なものだと韓国側の不当をなじり、ここは公海であり、日本の農林漁区の一つだと反駁したが、否応なしに違反操業を認めさせた。」

餅谷（第二大和丸）

「われわれは従軍の経験もあるが、海空からの銃撃、胴っ腹に拳銃をつきつけられては、やはり怖い。」

津田（第三平安丸）

「第三平安丸が捕まったのは 29 年の 12 月 21 日夜 11 時頃だ。操業中だったが、灯りを消したままの韓国警備船が突然前方から近づき、本船にピッタリと横付けしてきた。全然気がつかなかった。早速警察官が乗り込んできて最高責任者としておれを警備船に引っ張っていった。このときもまず“何故李ラインに侵入したか”とまず詰問してきた。おれは“ここは李ライン外だ、目の前に対馬が見えるじゃないか”と逆にやり返すのだが、頑としてうけつけない。そこで激しい押し問答となったわけだが、そのうち韓国警察官の一人が、口答えするな！とおれの背中をけったんだ。とたんに我慢していたおれもカンシャク玉を破裂させ、振り向くと同時に件の警官のアゴにノックアウトをくらわしたんだ。相手は驚いておれの前後から銃を突きつけ、柱の側に押しやってがんじがらめにしばりつけてしまった。詰問はさらに続いたがシビレを切らした相手はついに三、四人でおれの手を押さえ“李ラインを侵犯したことを認める”という書類にツメ印をおさせてしまった。実際無茶苦茶だ。」

□取調べと裁判

小山（第一大和丸）

「一晩ヨクツ島で仮泊したのち、釜山に連行され、海洋警察隊本部へ連行され、取り調べが始まった。」

餅谷（第二大和丸）

「もう脱出はできないし、どうなることかと、お互いほとんどのものもいわず、恐怖におののいていた。捕まった翌日から取り調べが始まったが、洋上ですでに否応なしに李ライン侵犯を認めさせているのだから否認しても全然受け付けてくれない。」

小川（第二大和丸）

「結局、海洋警察本部と検察庁を通じて三回取り調べを受け裁判に移されたが、それも一日で判決が下った。検事の求刑通り資源保護法違反で船長 1 年、甲板長、機関長 8 ヶ月、通信士以下一般船員 6 ヶ月の判決があり、未成年者は釈放の上、釜山収容所に移された。」

小山（第一大和丸）

「裁判は日本語の通訳が付いたが、全然一方的で弁護士の弁論など少しも取り上げてくれない。裁判なのか検事の論告なのか迷うほどだった。結局、漁船、漁具は没収された。」

津田（第三平安丸）

「おれの場合は裁判は二日かかった。上陸当時、監視艇の警官から“お前は警官に反抗、暴力を働いたから重罪”とおどかされたが、その後の取り調べではその問題は全然出ず判決も大和丸と同様船長 1 年の判決を受けた。」

□ 刑務所の生活

餅谷（第二大和丸）

「刑務所生活は全くひどかった。釜山海洋警察本部に引き渡され、裁判で判決が出るまでの 8 日間は未決監房に入れられたが、7 畳半の板敷房に 22 名がスジ詰めだ。頭と足を交互に並べて、どうにか横になれる程度だ。」

小川（第二大和丸）

「刑務所では狭い板敷きの上で正座したまま 1 年間を過ごした。規則違反にする取り締まりはきびしかった。」

津田（第三平安丸）

「やはり刑務所の冷酷な生活は若い人たちにとくにこたえたようだ。」

□ 収容所の生活

餅谷（第二大和丸）

「刑期を終わったものから釜山収容所に身柄を移された。すでに日本人が七、八十人もいた。当時はまだ数十人の自由送還者（韓国人の妻になっていて日本に帰ることを希望しているもの）がいたので、これらの人が抑留漁夫の面倒をみてくれた。ところが間もなく収容所が改造され、漁夫は別むねに隔離された。30 年の 8 月日本人の第一回脱走事件（本人は日本へ脱出）があって以来、監視が厳しくなった。収容所は刑務所と違ってタタミ敷、個人の寝具を使っていたが、食事は相変わらず麦六、米四の粗食、副食はモヤシやレンコンの入ったミソ汁ばかりでそれが 2 年間、三食々同じものが続いた。そのころから栄養失調になったり、39～41 度の高熱に悩まされる風土病にかかるものも多くなり、収容所は大恐慌を来した。」

小山（第一大和丸）

「最初は疑似腸チフスということだったが、結局韓国の風土病らしい、梅雨期とくに多かったようだ。」

津田（第三平安丸）

「とにかく人間らしい生活はしようにもできない、人間の最低の最低生活だった。収容所内では酒という酒は絶対厳禁。ただたばこだけは購買で買えた。」

小山（第一大和丸）

「苦しい収容所で一番嬉しかったのは郷里からの差し入れ品、家族からの写真や手紙だ。手紙類は一切検閲をうけていたが、政治的なことが書いてあるとその部分だけが切り取られていた。」

津田（第三平安丸）

「子供の写真を送ってもらったときは嬉しかったね。毎日じっと抱いて郷里のことをなつかしんでいた。子供のことで頭はいっぱい。苦しいときでもなんとか日本へ帰らねば・・と写真を抱きしめていた。」

- ・ 33. 4. 29 付（第一八束丸 表田敏信船長 35・浜田市津摩）

帰国者代表として、声をうるませ“皆様ありがとうございました”と喜びの第一声を述べた。

- ・ 33. 4. 29 付（第六浜富丸 木村昇船長 30・美保関町北浦）

船員代表として「皆さんのおかげで無事帰ってきました。抑留中の物心両面のご援助に対し深く感謝します」とあいさつを行った。

- ・ 33. 4. 29 付（第六浜富丸 乗組員田中勘二さん 29・島根村野井）

「いいたいことは沢山あるが、まだ韓国には 134 人の同僚が抑留されており、日韓交渉も解決していないので、待遇などについて悪影響を及ぼすことも考えられるから何も言いたくない」と語っていた。

- ・ 33. 5. 19 付（第 78 明石丸 乗組員沖元才市さん 33・三隅町元本町）

「食物にもっとも不自由だった。野菜をうんと食べたい。病気は一度もせず元気に帰れたのが何よりの土産です。19 日家族と一緒に故郷に帰ります。」

■家族

- ・ 29. 3. 10 付（第九大洋丸 磯貝正実習生の母宇野ヤエさん 50・東郷村犬来）

「私達一家は約二十年間朝鮮咸鏡北道羅津にいましたので正も小学校四年生のときまで羅津公立国民学校で勉強、21 年隠岐に引揚げました。亡夫（元警察署長）も私も海が好き、本人もまた常に他の職より船乗りがよいといっていました。度胸がすわり柔道初段です。最近の手紙には生まれ故郷である朝鮮の山々を遠くにながめて作業するのは懐かしいが私達は海のシケよりも韓国の捕虜になることを一番要心していると書いてありましたが一家としても永らく朝鮮にいたこともあり海外雄飛の覚悟がありますのでほかの人ほど心配はしません。子供が一日も早く日本に帰れるよう祈っています。」

- ・ 29. 12. 23 付（第三平安丸 池野船長の母せきさん 54・浜田市元浜）

「今度のことで母の身となれば心配でなりません。けれど松剛丸の遭難で一挙になくなられた七人に比べれば、元気でさえおればいつかは戻ってくれますから、これからはただ無事を祈り、早く帰ってくることを待っています。」

- ・ 30. 9. 16 付（第一八束丸 表田船長の叔母かよさん 73・浜田市津摩）

「敏信は私の妹の長男ですが、両親がなくなったので二つのときから育てました。17 歳のときから船に乗り出して元気な真面目な子でした。4、5 日前に船がドックに入ったので一晩泊まりで帰りましたが、出かけるときはとても元気でこんなことになろうとは夢にも思いませんでした。」

- ・ 30. 9. 16 付（第一八束丸 飴脇甲板長の父升一さん 65・浜田市津摩）

「隆輔はうちの柱みたいなもので早く返してもらいたい」と目をしょぼつかせていた。

- ・ 30. 9. 16 付（第一八束丸 大西清年甲板員の父豊市さん 57・美保関町千酌）
 「こんなことになるのはみんな日本が無力で、外交が下手だからだ」と憤懣の色をうかべていた。
- ・ 30. 9. 16 付（第一八束丸 大西亮市調理員の母富子さん 41・美保関町千酌）
 「いま近所の人からダ捕の報せをうけたばかりですが、あまり突然のことで目先が真暗になったようです。あの子は長男ですが今春中学を出て船乗りにあこがれて、第一八束丸に乗ったばかりですのにこんなことになろうとは…ダ捕当時の事情は判りませんが韓国のやり方はあんまりひどいと思います。」
- ・ 31. 4. 19 付（第六浜富丸 木村船長の母カメヨさん 52・美保関町北浦）
 ダ捕された電報をみながら「近いうちに休みで帰ってくると便りをくれていたのに…一日も早く帰ってくるように…」と涙にくれていた。
- ・ 31. 4. 19 付（第六浜富丸 船越操機長の兄重信さん 40・美保関町笠浦）
 「次兄 36 も第二大和丸に乗船、29 年 11 月にダ捕されたままで家族が主人の帰りを待っているうちに、また六男克巳氏 24 がダ捕された」
- ・ 31. 4. 19 付（第六浜富丸 角甲板長の父寿徳さん 57・美保関町笠浦）
 「日本の力が弱くなったためにこんなことになりました。韓国船のやり方もひどい」と憤慨していた。
- ・ 31. 4. 19 付（第六浜富丸 永田機関長の妻カツさん 48・三隅町岡見）
 「いつも船が帰ってきた翌朝宅へ帰り、夕方には出かけています。去る 5 日にも 25、6 日ごろ帰ってくると元気で出かけていきました。いま会社から電報をうけてびっくりして 4 人の子供を前にどうしたらよいか、途方に暮れています。一日も早く帰ってほしい。収容所は待遇がよくないとのことだが、主人は身体が強い方ではないので途中でまいらねばよいかと心配しています。主人は七つのとき両親に死に別れ、おばあさんの手一つで育てられて 23 年近くも船に乗っています。これを機会に子供達は絶対船に乗せたくないと思います。」
- ・ 31. 4. 19 付（第六浜富丸 野田甲板員の妻マサ子さん 24・浜田市津摩）
 「夫は 8 日から 10 日間の出漁には気が進まぬといって休んでいたが、今回の出漁は仕方なく出かけました。8 日ごろから既に虫が知らせていたのでしょうか。今後どう暮らしてよいか」と不安な面持ちであった。
- ・ 32. 1. 4 付（第一千鳥丸 松本優通信士の祖母かねさん 76・美保関町惣津）
 両親は下関へ出迎えに出かけて不在、喜びを次のように語った「正月前の悲報でがっくりしていたのに元日に帰国の知らせを受けおめでたいやううれしいやら…。あの子は悪運が強いというか去る 28 年の 10 月にも中国の監視船に捕えられ 29 年の春帰国したことがあります」
- ・ 32. 1. 26 付（第 79 明石丸 久松嘉和操機長の伯母岡本フジノさん 67・江津市和木町）
 「嘉和は一昨年 10 月両親、妻子を連れて下関に引越しているが、ダ捕されたことを聞いて驚きました。あの子はあと取りでもあり父親もどんなに力を落としていることでしょう。無事でいるよう祈るのみです。」
- ・ 32. 1. 26 付（第 78 明石丸 永田甲板員の妻澄枝さん 22・三隅町）
 「夫は 4 人兄弟の長男で去る 23 年から大洋漁業の船に乗り込んでいます。来月に

は初めての子供ができればというのに何という不運でしょう。この間もちょっと帰りましたが、至極元気でこんなことになるとは夢にも思いませんでした。」

- ・ 32. 1. 26 付（第 78 明石丸 藤元弘甲板員の母ヨリさん 50・三隅町）

「弘は中学を卒業して 17 歳の時から大洋漁業に勤めています。父のほか兄弟 5 人ですが、弘はその長男のため一そう心配しています。一日も早く帰るよう祈るほかありません。」

- ・ 32. 1. 26 付（第 78 明石丸 沖元甲板員の妻ハルヨさん 27・三隅町）

「夫と 2 歳の長女との 3 人家族で夫が下関に行って以来私はこれといった定職がありませんので毎月わずかながら夫から送ってくれる金でやっと生活していますが、これからはどうすれば・あすの日が全く真暗な思いです。」

- ・ 32. 2. 24 付（第三平安丸 津田甲板長の妻綾子さん 39・浜田市元浜町）

「夫がダ捕された 29 年当時はもはやこれまでと一切をあきらめながらも子供 3 人を抱えて何時か会える日を楽しみに一生懸命生きてきました。いま商売しているこの食料品雑貨は生きるために営んだものであるが、大きな収入はありませんので時折魚箱作りに出かせぎしています。昨年一度々“帰る”という話がありましたのでその都度子供のように喜び勇んでいましたが、今回の帰国はほんとうに実現しそうな気持ちです。苦しみながらも今まで生きていてよかったとつくづく思います。」

- ・ 33. 2. 7 付（第八日東丸 三浦機関員の父理則さん 55・益田市飯浦）

「ラジオで不法ダ捕を聞いて驚いた。1 月下関で会ったが年ごろでもあり嫁のことを考えていた矢先だけに、こんごはいつ帰れるかと思うと残念だ。即時釈放を期待している。」

- ・ 34. 7. 31 付（第三日進丸 沖元正幸船長の母シエさん 60・三隅町岡見）

「本当に帰ってくるんでしょうか。捕獲されてから丸 2 年ぶりですが、本当に帰ってくるよう待っています。」

- ・ 34. 7. 31 付（第三日進丸 枅野義人甲板員の妹山崎鹿子さん 35）

「一週間前にも“刑期を終えてもう 2 年になる。でも元気で頑張っている”との便りがあった。味の素を送ってくれというのでいつも送っています。兄の帰ってくるのを聞き、胸がつまる思いです。」

6. むすびに

李承晩ラインで拿捕・抑留された県出身被害者の全体像を明らかにしたいとの思いで始めた調査であったが、残念ながらその結果は出せていない。それは、「はじめに」で述べたように、今回の悉皆調査は昭和 34 年末までの期間が対象であったので、その後も昭和 40 年の日韓基本条約の締結による李承晩ラインの廃止まで続いた拿捕・抑留の状況が未調査となっていることによる。

そこで今後の課題の第一は、この残り 5 年余りの期間について、悉皆調査が継続され、本当の意味で「被害の全体像」が明らかにされることにある。そして、この明らかとなる「被害の全体像」を記録にとどめ、事実として継承していくことにある。特に、竹島問題に関わる重要な課題として、行政の中での継承も不可欠と考える。

今回の調査は新聞記事の悉皆調査ということで、李承晩ラインによる拿捕・抑留の経験をされた方からの聞き取りなどは想定していなかったが、別途進めていた竹島関係調査との接点があり、偶然拿捕・抑留の記憶をお聞きする機会を得た。ここにその聞き取りの状況を記すことによって、こうした記憶が伝承されていくことを望むものである。

李承晩ラインによる拿捕・抑留は、国際法違反の事実であり、日韓の間にわだかまる歴史である。この事実をきちんと検証し、伝承していくことが竹島問題の原点ではないかと考える。

最後に、これまでいろいろなことへの配慮から証言を控えてこられ、この度初めて生々しい拿捕・脱出の記憶を語っていただいた松本優さんに感謝して、むすびとさせていただきます。

（松本優さんの証言）

今回の悉皆調査により、2回拿捕されたことと、2回目の拿捕の際には釜山から船ごと脱出された記事が新聞に掲載されていたことが判明

■李承晩ラインによる拿捕・脱出の証言

令和5年6月自宅にて聞き取り

証言者 松本 優（まつもと まさる）さん

松江市美保関町惣津 87歳（昭和11年生）

1. 経歴

- ・昭和27年4月、下関の大洋漁業に入社。3～4ヶ月後に漁船に乗り組んだ。船は「明石丸」、漁場は東シナ海。二艘引きの底引き網で、専ら大正エビをとっていた。

2. 第1回目の拿捕事件

- ・昭和28年の春頃、上海沖（すぐ沖合）で漁をしていたところ、突如日本のトロール船を改造した中国船に銃撃され、網を切断して逃げる間がなく、拿捕された。
- ・その後、上海の元兵舎を使った収容所に収容された。収容所には200名位収容されていたが、共産党教育があった（資料は人民日報）ものの、炊事班による自炊で、またスポーツなどもあり、比較的自由的な雰囲気だった。
- ・昭和29年春に帰国した。収容期間は約10ヶ月。

3. 第2回目の拿捕事件

- ・帰国後は、大洋漁業の下関支社内にある無線局で働いていた。
- ・昭和31年頃、大洋漁業から「山口県の漁業生産組合から応援依頼（通信士）が来ている」との話があり、大洋漁業に籍を置いたまま、出向という形で「第一千鳥丸」に乗った。新船だったが、70トンの木造船だった。船長は島根県出身の大前さんだった。
- ・昭和31年12月26日。操業場所、漁船位置を本社に報告（毎日2回の定時報告）した後、昼前、韓国の監視艇が追跡してきて、結局拿捕された。
拿捕された場所は、323漁業区で、明らかに李ラインの外だった。
その後、済州島に連行され、翌日には釜山に連行された。
僚船の第二千鳥丸は、途中で浅瀬に乗り上げて沈んだという話を聞いた。
- ・第一千鳥丸には、韓国の隊員が1名乗船していたが、宇部の旧制中学出身（32歳）

だったため、いろいろと話をするほどの仲だった。

- ・ 12月31日に、韓国側から元日祝用ということで、酒4本の差し入れがあった。これを若い人を中心に飲み、飲んだ勢いで元気を出していた。

自分が首謀者になり、若い人4人で、機関士もいたこと、警備も寝ていたことから3ヶ所のロープを切り（警備艇とつながれていた）、離脱を図った。そのまま数百メートルほど離れていったところで、エンジンを始動させた。

その段階で、船長をはじめ、みんな起きてきた。

もう逃げるしかない、対馬まで30マイル、3時間全速力で逃げた。

- ・ 翌1月1日の朝7～8時頃、無事に厳原の海上保安部に出頭した。韓国側から追跡してくる船は見えなかったの、すぐには気づいてはいないのではないか。ただ、厳原で、鎮海から韓国の軍艦が出ているとの話は聞いた。

4. その後

- ・ その後も、大洋漁業で働いた。

当時は3級の無線通信士だったが、上位の資格取得をめざし、東京で10ヶ月の講習を受け、1級の資格を取得した。

- ・ それからは、遠洋のトロール船に乗り、日本には年に1回ドックで帰国するだけの生活が続いた。

- ・ 47歳まで船に乗っていたが、実家の両親の怪我などがあり、惣津に帰ってきた。

5. なお、松本さん宅には、「美保関いん石」の話があります。

「1992年12月10日夜9時ごろ、島根県美保関町の民家に一つの石が落下。その後の調査の結果、この石は、はるか46億年前の昔、太陽系の誕生とともに生まれ、今の形になってから6100万年の間宇宙を旅してきたいん石であることが判明しました。また、地球上には存在しない物質が発見されるなど、多くの貴重なデータが得られ、宇宙の謎の解明に大きな期待が寄せられました。

最大長25.2cm 重量6.38kg。（メテオミュージアムの資料から）」

このいん石が落下してきたのが、松本さんの自宅でした。

■参考資料編(県・県議会の主な対応)

- ・昭和 27 年 3 月 17 日 140 定例会（水産部長答弁）

「マ・ラインは講和条約の発効により当然解消になるものと考えている。ただ、マ・ラインが解消しても、戦前の日本の略奪漁業という印象が強く、周辺国が日本漁業の排撃方針をとっているため、直ちに日本の漁業が発展できるとは考えていない。

他国の排撃態勢の第 1 として、韓国が先般李承晩ラインを一方的に設定し宣言をしている。相当広い範囲の海を「我が海なり」と宣言し、その中に島根県の竹島も入っている。現在政府において日韓漁業条約を当然結ばなければならないと交渉中だ。日米漁業条約において「公海の漁業は自由である」という原則が一応打ち樹てであるので、必ずや平和的な漁業の発展は期し得られると考えており、それに向かって努力していきたい。」

- ・昭和 28 年 10 月 21 日総務委員会（執行部）

「李承晩ライン問題解決方につき決議の件は、水産庁から県議会において決議方要望があったので、政府に善処方の決議をしたい。」

- ・昭和 28 年 10 月 31 日 150 臨時会

李承晩ライン問題解決促進方に関する決議

「昨年 1 月韓国大統領は一方的に李承晩ラインを設定し、日本漁船に対して臨検、拿捕、抑留、発砲等の不法を敢えてしていることは国際信義に背き公海の自由を無視する行為として国民の斉しく憤激に堪えない。政府はよろしく国論を喚起し進んで正義を世界に訴え、速やかに問題の解決を図るべく断固たる決意を以てのぞまれんことを要望する。」

- ◎（県政四年のあゆみ 島根県政概要 昭和二十九年）

「先ず沖合漁業の問題については、何としても漁区の拡張問題が第一にとりあげられなければならない。この点については二七年四月二八日講和条約の発効に伴いマクアースラインの撤廃が行われたが、それに先立って、二七年一月には李承晩ラインの一方的宣言があり、又二七年九月には朝鮮動乱の激化とともにクラークラインが設定され、このため一時は二重の漁区の規制が課されていた。

本県としては西日本各県とともに、その撤廃を強く要請し、二八年七月ク・ラインは撤廃されるにいたった。しかしそれにも拘わらず李ラインは依然として厳存し、竹島問題、漁船拿捕事件等が相次いで惹起されて今日に至っている。」

- ・昭和 29 年 11 月 24 日水産商工委員会

島根県議会による請願（陳情）を決定

「1. 要旨

韓国に拿捕された第一、第二大和丸の乗組員並びに船体を早急に返還せられるよう適切な措置を講じられたい。

2. 理由

韓国李承晩大統領は日本海水域に一方的に領海漁区を設定し、之を冒し或いは之に接近した我が国漁船を最近頻々と拿捕し不当なる監禁を加えつつあることは誠に遺憾に堪えないところである。

去る 11 月 9 日には本県漁船第一大和丸（27 吨）、第二大和丸（38 吨）の二隻が漁撈中、我が方は何等敵意を有せざるに拘らず、不当にも之に銃撃を加えた上拿捕し、船員と漁夫二十数名は目下釜山に拉致し抑留せられている。

かかる韓国の不法行為は只に国際信義を蹂躪するばかりでなく、本県沿岸漁民の不安と水産意欲に及ぼす影響もけだし計り知れないものがある。

依って政府に於かれては韓国の不法行為に対して断固抗議し、船員、漁民を一日も速かに釈放すると共に船体も速かに返還し、併せて我が方に与えた損害をも充分補償せしめるよう適切な措置を講ぜられたく、島根県議会の総意に基いて茲に請願（陳情）致します。」

・昭和 30 年 3 月 8 日 160 定例会（恒松知事答弁）

「昨年暮れに民主党内閣が成立し、最初の知事会議が開催された際に、政府の考え方を質問した。外務大臣は国際的な折衝、外交折衝によって解決を図りたいと言明した。拿捕などの問題が起こると切歯扼腕せざるを得ない状態。不法な韓国のやり方に実力をもって防ぐだけの力がないので、外交交渉による解決を要請する以外に道はない。強力に政府に要請したい。」

・昭和 30 年 3 月 14 日 160 定例会

韓国に拿捕された本県漁船の乗組員の釈放並びに船体の返還について強力な措置を求める決議

＊第 1 大和丸、第 2 大和丸が昨年 11.9 に、平安丸が 12.21 に韓国に不当拿捕されたことに対して

・昭和 30 年 7 月 6 日 163 定例会

韓国に抑留中の漁船乗組員並びに船体返還方に関する意見書

＊島根県の漁船第 1、第 2 大和丸、第 3 平安丸の拿捕、27 名の乗組員の抑留

・昭和 30 年 12 月 24 日 165 定例会（陳情処理）

李承晩ラインの撤廃と韓国抑留船員即時返還方を求める陳情に対して「議会においては機会あるごとに関係機関に陳情している。知事においても更に善処方を関係機関に要望せられたい」

＊9.26 日韓漁業対策島根県本部委員長青山新蔵からの陳情

・昭和 31 年 1 月 30 日水産商工委員会

「1 月 21 日、下関市で李ライン水域漁業問題緊急措置に対する関係各県水産常任委員会代表合同会議が開催され出席したので、その状況を報告する。

出席は 14 県（東部、四国、中国、九州）

会議で李ライン関係県議会漁業対策協議会結成を決議し、今後全国知事会と協力的な一歩調で、政府、国会に強力な陳情を行うことになった。

8 項目からなる決議案が承認された。

漁場の安全確保、抑留された乗組員の即時帰還、捕獲された日本漁船と抑留乗組員に対する国家補償、留守家族・遺族の生活援護など

午後開催された知事会議で、長崎県知事から早急に解決できない場合には他の方法（韓国代表部の閉鎖、日本在留韓国人の即時本国送還、銀行の閉鎖）をとるよう政府に強力な申し入れを行うという動議、極めて激しい提案が出されたが、知事会としては日韓会談を促進する意味で最後の腹を決めて提案内容を含めたものを強く政府に要望することに決定した。」

・昭和 31 年 3 月 12 日 166 定例会（恒松知事答弁）

「早期解決のため、上京の度に外務省や国会方面に折衝を重ねてきている。相手が日本に対し非常な敵意を持っていることと、国際法にもとる行為が解決できない状況に懐疑の念を持っている。国際間の問題なので外務省が中心となって解決に主力を注いで貰わなければならない。」

・昭和 31 年 4 月 25 日水産商工委員会（執行部）

「出雲汽船所属第 6 浜富丸が 18 日李ライン付近、対馬島西北で操業していたところ、午後 5 時頃韓国警備船に捕獲されたと長崎の海上保安部より浜田海上保安部に連絡があり県に通知がきた。その後 U P の北京報道で拿捕が確認されたので、県としては上級官庁をお願いを進めている。」

・昭和 31 年 5 月 28 日水産商工委員会

「日韓漁業対策について、抑留船員の留守家族が陳情することになったので、委員会でも上京、陳情者を決定したい。今月 24 日、浜田で日韓漁業対策の委員会を開いたが、今回の陳情は留守家族、婦人部隊を中心に、それに幹部がついて行く、県、県議会にも協力願えればということになった。

下関開催の会議に出席したが、島根の知事も協力してやろうということだった。その後山口、長崎は協力の手を打っているが、島根ではあまり手を打っていない。留守家族の生活も苦しいが、現地ではこれらの補償もできないので、ご支援をお願いしたい。」

・昭和 31 年 12 月 26 日 172 定例会（議案議決）

李ラインにおける不当拿捕の防止並びに韓国抑留者の返還方について関係当局に陳情
「本県抑留者が 52 名の多きに達しており、政府は、日ソ国交の妥結を機に国連に加盟し得たこの好機において、国連を通じて有効適切、強力な措置を執られたい」

- ・昭和 32 年 1 月 18 日水商厚生委員会（執行部）

「日韓漁業問題は暗いニュースだが、何分相手が交渉の都度新問題を出すので、抑留者の問題もいまのところ明るい見通しがない。詳細は不明だが、死亡者があってからのようだ。対策本部は強く申し入れをした。」

- ◎（県政のあゆみ 昭和 30. 31 年度）

「いわゆる李承晩ラインの問題は、わが国水産業にとって非常に重要な問題であるが、本県水産業にとってもその操業区域がこの線に近いと、大きな影響を受けている。本県の所属は第 13 表に示すとおり五隻の中型底曳漁船が捕獲され五二名の船員は韓国に抑留されているため、乗組員の早期釈放と漁船の安全操業につき各関係機関に要請するとともに留守家族の救済に万全を期して来た。その後三三年一月にいたり両国間の交渉が進み解決のきざしが見られるにいたったが、乗組員の全員送還、漁船の返還及び安全操業のために、なお努力が必要である。

第 13 表 だ捕漁船調

年度	隻数	人員
29 年	3	31
30 年	1	13
31 年	1	12
計	5	56

56 名中 4 名は帰国したため現在未帰還者は 52 名」

- ・昭和 32 年 7 月 16 日水商厚生委員会（執行部）

昭和 32 年度追加予算資料

「日韓漁業対策費 1,432 千円（国補 1,432 千円）

＊拿捕漁船乗組員家族に対する見舞金

拿捕漁船 5 隻、拿捕船員 52 名（対象 49）

＊見舞金内訳

- ・給与保険未加入者

1 人 60,000 円×13 人＝780,000 円

- ・低額給与保険加入者

（15,000 円と保険金との差額の 2/3 の 6 ヶ月分）

1 人 20,000 円× 29 人＝580,000 円

1 人 16,000 円× 2 人＝ 32,000 円

1 人 8,000 円× 5 人＝ 40,000 円

- ・昭和 32 年 7 月 19 日水商厚生委員会（執行部）

「船員保険を掛けている人で保険支給額が 1 万 5 千円を最高限度として、それをオーバーする人には支給しない。1 万 5 千円に満たない人はその差額に対して 2/3 の 6 ヶ月分、保険に入っていない人は 1 ヶ月 1 万円の 6 ヶ月分を支給する。これは国より出る。」

・昭和 33 年 1 月 23 日水商厚生委員会（執行部）

「日韓問題について、最近の情報を報告する。S32.12.31 韓国公使館と相互釈放協定が成立した。これによって 2 月 15 日までに双方釈放する、日韓の懸案事項は 3 月から会談を開始して協定しようという原則論が成立したが、釈放の時期、受け入れ対策が問題である。

釈放の時期はまだ判明せず、名簿も来ていない。20 日の協議会の結果、3 回に分けて下関にあげることだけがはっきりした。そのほかのことは未だに暗中模索で対策も困っている。閣議決定で、帰郷旅費と傷病者に対して手当を出すことになった。私どもは少なくとも 1 ヶ月乃至 3 ヶ月の休養期間を与えて、休業保険にかわるものを給付してやりたい、あるいは就職その他の問題についても考えていきたいと思い陳情した。水産庁も関心を持ち努力していただいているが、前の釈放、引揚者との関連において難関を示している。

島根県関係者 52 名。皆、刑期を終わった方々ばかりなので、この方々は帰られると思う。下関では検疫に少なくとも 2 日を要するので、いろいろ受け入れ準備を進めつつある。」

・昭和 33 年 2 月水商厚生委員会

＊韓国抑留船員帰国出迎え（第 1 次）

2 月 1 日下関着

本県関係 29 名（全体 300 名）

＊韓国抑留船員帰国出迎え（第 2 次）

2 月 28 日下関着

本県関係 1 名（全体 200 名）

・昭和 33 年 4 月 18 日水商厚生委員会

＊韓国抑留船員帰国出迎え（第 3 次送還）

4 月 26 日下関着

本県関係 23 名（全体 300 名）

注）本県船籍の 52 名は全員帰ったが、なお本県出身で他県船籍船員 27 名等 236 名が残留している。

・昭和 33 年 5 月水商厚生委員会

＊韓国抑留船員帰国出迎え（第 4 次送還）

5 月 17～19 日 下関

本県関係 11 名位帰還

・昭和 33 年 12 月（議会提出資料）

昭和 32 年度予算執行の実績並びに主要施策の成果「日韓漁業対策費」

＊拿捕漁船

第一大和丸（29.11.9） 乗組員 9 人

第二大和丸（29. 11. 9） 乗組員 9 人
 第三平安丸（29. 12. 21） 乗組員 9 人
 第一八束丸（30. 9. 15） 乗組員 13 人
 第六浜富丸（31. 4. 18） 乗組員 12 人

＊昭和 32 年 4 月現在抑留者数 52 人

33. 2. 1 帰還者数 29 人、残留 23 人

＊昭和 33. 4. 26 全員帰還

なお、他県船に乗り組む 13 名は残留

＊家族見舞金、抑留者差入費などを交付

・昭和 34 年 2 月 23 日水商厚生委員会（執行部）

「韓国の監視艇が出没するのは対馬近辺から西の方で、東の方は手薄のようだ。竹島は飛行機が飛来するし、監視員がいるので付近へ出漁するなどの連絡があっている、出していない。県外、県内船を問わず、県民は同じ扱いをしているが、見舞金は船の所属県より出している。早期帰還方についても強く運動している。」

・昭和 34 年 3 月 5 日 182 定例会（水産商工部長答弁）

「李ラインの設定により本県の機船底曳網が出漁している長崎県の沖合、いわゆる中間漁区が削られている。操業上非常に迷惑をかけているので、李ライン問題を一日も早く解決したいと念願している。」

◎（県政のあゆみ 昭和 32. 33 年度）

「昭和 29 年七月以降三三年二月までに県内船五隻（五六人）、本県関係者を持つ県外船一六隻（五四人）が不当にだ捕抑留される事態が生じた。県としてはこの即時釈放と安全操業の確保について関係方面に要請する一方、留守家族の救済に努力を続けて来たが、三二年一二月抑留者の相互釈放協定の成立により、三三年五月までにその大半の送還実現をみるに至った。（第 7 表参照）

しかし韓国には、なお一三人の本県関係者が残されており、これら船員の速やかな帰還促進は勿論、李ラインをめぐる根本的諸問題の早期解決にはさらに一層の努力を必要としている。

第 7 表 だ捕漁船乗組員帰還状況一覧表

年度	隻数	抑留船員数			帰還船員数		
		県内船	県外船	計	県内船	県外船	計
29 年	9 (3)	3 1	2 1	5 2	4		4
30 年	1 (1)	1 3		1 3			
31 年	9 (1)	1 2	2 1	3 3			
32 年	2		1 2	1 2	2 9	2 2	5 1
33 年	0				2 3	1 9	4 2
計	21 (5)	5 6	5 4	11 0	5 6	4 1	9 7

（注）（ ）内は本県在籍船数を示す

・昭和 34 年 5 月 8 日水商厚生委員会（執行部）

「日韓対策については、5 隻 53 名が不法拿捕され、数年間抑留されていたが、一昨年の 12 月全員帰還した。しかしまだ、他県船乗組の本県出身者 17 名が抑留されており、日韓対策本部を設けて、この対策に当たっている状況だ。」

◎（県政のあゆみ ―総合振興計画の策定― 昭和 34・35 年度）

「 *特に関連する記述はなし 」

・昭和 36 年 7 月 20 日水商厚生委員会（執行部）

昭和 36～37 年度の重要課題について

「李承晩ライン問題は、行き詰まりの状態で、韓国の政権が安定しないと話し合いがつかない。両国間に漁業協定を結び、操業区域を決めたい考えだ。長崎沖に入漁の陳情をしている。」

・昭和 37 年 9 月 26 日 199 定例会（田部知事答弁）

浜田選出石田議員の「韓国抑留者の早期解決のためには日韓会談の早期妥結が前提で、国会議員を総動員して強力な運動と留守家族の援助について配慮をお願いしたい。（5 月末に東洋丸が拿捕され、10 名が抑留）」との質問に対して、
「国会議員の協力を願うことを直ちに計画して、皆さん方とも力を合わせて問題の解決に努力したい。留守家族、子弟に対する援助等については考慮をいたしたい。」と答弁。

・昭和 37 年 9 月 27 日水商厚生委員会（執行部）

「各種団体の決議をもとに、早期送還、安全操業確保、船・漁具の補償の 3 点について、上京のたびごとに外務省及び農林省に対し陳情を続けている。」

・昭和 37 年 9 月 29 日 199 定例会（陳情処理）

韓国抑留船員の早期帰還並びに留守家族の援助についての陳情（*8.6 浜田市長小川孝祐ほか）に対して、善処方を知事に要望

◎（県政のあゆみ 昭和 36・37 年度）

「また本県漁業の発展を阻害するものとして、最も関係者の関心を集めている李ラインや竹島問題については、県自体としても極めて大きな利害を有する問題として中央への強力な働きかけを行ってきたが、政府間の外交折衝を要する問題であるため、今後早期解決を期待するものであって、過去数次にわたる本県漁船のだ捕等の事態を生じていることは極めて遺憾である。」

・昭和 38 年 5 月 17 日水商厚生委員会（執行部）

昭和 38 年度重点施策事項

(日韓漁業問題の解決促進)

「本県に最も利害を有する李ライン及び竹島問題の早期解決促進については、県として積極的に中央の関係機関に陳情を行ってきた。しかしながら、問題が両国の外交にあり、しかも韓国政情は依然として不安定を続けているため解決の見通しもはつきりしない現状にある。

このような状況の下において、対馬周辺に出漁する漁船は常に拿捕の危険にさらされ、最近における浜田大型船組合所属第 2 東洋丸及び第 8 大成丸の拿捕事件を含め、過去延 8 隻 84 人の本県船乗組員が拿捕抑留されている。これに他県船乗組の本県出身者を含めると、確認できたものだけで延 154 人が過去抑留されるという遺憾な経験をみている。

今後このような不当事件を防止するためには、根本的には李ライン問題の解決によるしかないと判断されるので、特に県の重点施策として取り上げ中央に対する陳情を行う。」

・昭和 39 年 3 月 6 日 206 定例会（田部知事答弁）

「日韓会談については地方からとやかく申しても十分に顕現することは困難であるが、私としては、漁業問題以外にも、竹島の問題について上京の都度陳情しているし、また拿捕された漁船の釈放等についても、あらゆる努力をいたしている。」と答弁。

・昭和 40 年 3 月 8 日 210 定例会（田部知事答弁）

「かねてから県は李ラインの撤廃、安全操業、抑留者の釈放等について国に強く要請してきた。本県関係の抑留者は全員釈放をみた。

日韓会談では、妥協のための妥協とならぬよう、少なくとも現状を後退することのないよう強く申し入れている。県として具体的にどういう申し入れをしているかはここではどうかと考えるので、ご了承願いたい。」と答弁。

・昭和 40 年 3 月 9 日 210 定例会（水産商工次長答弁）

「竹島は隠岐五箇村の行政区域に入っているので、当然沿岸の共同漁業権の設定し得る区域になる。外交上の問題もあるので、国とも十分打ち合わせをして、知事から共同漁業権の第 1 種漁業権を設定している。その周辺は李ラインの問題になる。日韓の漁業交渉の経過については県から答える内容を持ち合わせていない。李ラインの撤廃と安全操業が各県の関係漁業者（まき網漁業、底引漁業など）の要望であり、何らかの漁業協定に基づいた方法で操業していくということになろう。」

◎（県政のあゆみ 昭和 38・39 年度）

「 4 日韓漁業問題

長い間の懸案事項であった日韓両国間の漁業交渉が、両国政府首脳間において本格的に行われるようになったので、本県においてもこれが妥結の促進とこれにあわせて関連のある沖合底びき網漁業・大中型まき網漁業・延縄漁業について操業実績の確保、操業区域の拡張等操業条件が有利になるよう関係方面に陳情・要望を行い、その

実現につとめた。」

・昭和 40 年 4 月 7 日水商厚生委員会（執行部）

「日韓会談後の島根県漁業問題について説明。

1. 専管水域には入漁できない。
2. 李ラインはなくなる。
3. 規制区域は相互に規制を受ける。沿岸漁業 1 本づりは常時 1700 隻とすると、相当程度出漁しても心配ない。

我々の側から言えば、何と言っても李ラインがなくなったことは安全操業ができるということで、非常に飛躍的な協定であるといえる。専管水域に入れば、向こうの国内法で拿捕される。最近は李ライン以内でまじめにやったものは漁がない、こういう状態だった。」

・昭和 40 年 7 月 12 日総務委員会

「日韓条約は批准される形勢にある。本県は昔から韓国へ竹、木材等を浜田港から輸出してきた。今日の県政に対韓貿易が何ら考えられていないが、ビジョンがなさすぎるのではないか。政経分離により、通商体制を整えてもらいたい。山口県では、県、市町村が何回も韓国に行っている。山口県の人々は韓国と共同で李ラインの中で漁業をしている。韓国船が水揚げするのは下関か浜田だと思うが、このままだと 8 割以上下関に取られる。」

・昭和 40 年 12 月 18 日水商厚生委員会（執行部）

「手続は煩雑であるが、共同水域でやれるので、従来の実績は確保できると思う。まき網船は問題はない。済州島から対馬の間の船は常時 30 隻、往復の間のものを見て 40 隻ということで、実際共同水域で仕事する上では問題はない。

（拿捕された船の補償は）見舞金その他計 50 億円だが、本県はおおよそ 1 億円位。竹島の補償は出さぬと言っておる。出せば領有を認めたことになるから。」

・昭和 41 年 3 月 12 日 216 定例会（水産商工次長答弁）

八束選出青山議員の「日韓条約批准後の漁業について、知事は懸案の李ライン撤廃による安全操業の確保を見るに至ったと述べたが、そのこと自体は同感だが、私には近い将来、韓国漁民、韓国海産物が逆に島根県沿岸に押し寄せてくるのではという新たな不安が起こりつつある。日本からの 8 億ドルに及ぶ資金によって、急速に漁船、漁具、漁法を近代化し、山口県ではフグなどが韓国ものに押されて値段が大変な下落と聞いているが。」との質問に対し、

「少なくとも、日本でも沿岸 12 海里の専管水域の線は漁業の保護はされている。しかし、その沖合いは公海で、お互いにわざを競うことになるので、沿岸漁業者に対して魚礁とか構造改善とか一連の事業を進めている。」

・昭和 41 年 9 月 29 日 219 定例会（田部知事答弁）

「日韓漁業協定の締結に伴いかねて念願であった本県底曳漁業その他の安全操業が確保され、抑留者の釈放、拿捕漁船に対する警戒等の問題が一举に解決を見たことは、関係者とともに喜ぶべきことと存ずる。

しかし反面、この協定締結により漁業専用水域が決定され、従来本県底曳漁業者が依存していた優良な漁場が一部失われる結果となり、これにかわって漁区が東経 128 度までは拡張されたものの、漁場価値を比較すると比べものにならない。以西底曳漁業の操業区域の一部に入漁せしめることが最も妥当と考えられ、関係漁業者とともに政府に解決方を要請している。」と答弁。

・昭和 41 年 10 月 5 日水商厚生委員会

韓国経済視察団への委員派遣について

委員会所属 9 名の委員を派遣 11 月 2 日から 13 日まで

・昭和 41 年 12 月 21 日 220 定例会（水商厚生委員長報告）

「さきに当委員会は田部知事を団長とした中国五県の視察団に参加して韓国の経済事情を視察したが、新産業都市指定に伴う将来への関連も考慮し、特にソ連をも含めた考え方に立った対岸貿易について、さらに積極的な取り組みをされたい。」

・昭和 41 年 12 月（議会提出資料）

＊昭和 40 年度予算執行の実績並びに主要施策の成果「漁業調整費」「漁業取締費」

＊漁業調整費

1. 日韓漁業協定の早期締結について関係県と協力して中央に働きかけた結果、40. 12. 18 をもって同協定が正式に発効することになり、一応韓国周辺水域における安全操業が確保されることになった。協定の内容、注意事項等について関係者に説明し指導した。
2. 日韓漁業協定の実施に伴い共同規制水域内における出漁隻数の確保について水産庁に働きかけた結果、要望に近い出漁隻数枠の割り当てを受けることができた。

＊漁業取締船の出動状況並びに違反事件の検挙状況、処分結果

1. 出動日数 110 日
2. 違反事件検挙件数 18 件
3. 違反内容 無許可操業 14 禁止区域操業 4
4. 処分状況 司法処分 15 行政処分 13

◎（県政のあゆみ 昭和 40・41 年度）

「 1 日韓漁業問題

日韓漁業協定の早期締結について関係県と協力して中央に働きかけその実現に努力した結果、昭和 40 年 12 月 18 日をもって同協定が正式に発効することになり、一応韓国周辺水域における安全操業が確保されることとなったので、あやまちのないよう日韓水域に出漁する沖合底びき網漁業者、大中小型まき網漁業者および延縄漁業者に対し政府間協定事項、民間取り決め事項、操業に当たって注意すべき事項について説明指導した。なお、日韓漁業協定の実施に伴い共同規制水域内における出漁隻数の確保につい

て水産庁に働きかけ努力した結果、次のとおり要望に近い出漁隻数枠の割当てを受けることができた。

第 1 表

	出漁隻数割当枠	出漁隻数	備考
沖合底びき網漁業(2そうびき)	24統(48隻)	36統(72隻)	兵庫県との共同枠
〃 (1そうびき)	15統(15隻)	62統(62隻)	
大中型まき網漁業	13統	15統	延縄漁業
沿岸漁業	40隻	27隻	

◎（県政のあゆみ 昭和 4 2 ・ 4 3 年度）

「 1 1 日韓漁業問題

昭和 40 年に公布施行になった日韓漁業協定、並びに民間取り決め事項により、出漁証明の交付を受けて共同規制水域内で操業する沖合底曳網漁業・大中型まき網漁業、たい延縄漁業の各漁船に対し、協定事項を遵守履行し、いやしくも国際間の道義に反する行為のないよう積極的な指導を行った。」

李ライン拿捕・抑留の状況（まとめ）

記事日付	拿捕日	県内 船				県外 船				送還等の状況	備考
		船の状況		乗組員の状況（県関係者）		船の状況		乗組員の状況（県関係者）			
		船名	地域	人数	地域等	船名	地域	人数	地域等		
27.11.7	不明					第28海鳳丸	長崎	1	布施村	27.11.6 送還（2ヵ月振り）	1
28.11.3	28.9.22					第21明善丸	山口	1	千酌村	28.11.26 送還第一陣	3 5 * 県外 1
*28.11.27	28.9.22					第22明善丸	山口	1	安田村		
28.9.23						第71明石丸	山口	5	岡見村、黒松村、江津町 種村、黒木村		
28.9.23						第二東亜丸	山口	1 0	片江村6、千酌村、本庄村 知夫村2		
28.9.23						第三東亜丸	山口	1 0 * 県外 1	片江村3、千酌村3、本庄村2 知夫村2 県外（西伯郡境町）1		
28.9.27						第二京丸	水産庁	1	黒木村		
28.10.6						第15日米丸	山口	3	御津村、野波村、千酌村		
28.10.6						第16日米丸	山口	2	御津村、小野村		
28.10.4						第五新和丸	長崎	1	大社町		
28.10.4						第六新和丸	長崎	1	大社町		
29.1.8	28.11.4					羽衣丸	福岡	1	益田市	29.1.7 特赦で釈放	1
29.3.10	29.3.8					第九大洋丸	山口	1	東郷村	29.5.20帰国（5/15特赦令）	1
29.10.24	29.10.21					漁生丸	山口	2	森山村2	33.2.2 相互釈放送還	2
29.11.10	29.11.9	第一大和丸	浜田 （千酌）	1 0	野波村4、千酌村3、森山村、 大社町、北浜村					33.2.2 相互釈放送還 * 1名30.6.24年少者送還	3 1 * 県船
	29.11.9	第二大和丸	浜田 （千酌）	1 1	野波村3、千酌村2、片江村2、 大社町、浜田市2、国府町					* 2名30.6.24年少者送還	
29.12.23	29.12.21	第三平安丸	浜田	1 0	浜田市10					* 1名30.2年少者送還	
30.9.16	30.9.15	第一八束丸	浜田 （千酌）	1 2 * 県外 1	浜田市9、美保関町3 県外（愛媛県）1					33.4.24 第三次送還 * 1名33.2.2年少者送還	2 4 * 県船
31.4.19	31.4.18	第六浜富丸	浜田	1 2	美保関町5、島根村2、 松江市3、浜田市、三隅町					* 1名33.2.2年少者送還	
31.10.17 *33.5.15	31.10.15					第一東丸	山口	2	平田市、八束村出身	33.5.18 第四次送還	5
31.12.27	31.12.26					明石丸	福岡	3	益田市3		

31.12.28 *33.5.15	31.12.26						第一千鳥丸	山口	3	美保関町2、益田市	32.1.2 脱出	3
	31.12.26						第二千鳥丸	山口	5	島根村2、松江市、鹿島町、美保関町	33.5.18 第四次送還 *1名 (現在抑留)	5 1 (抑留)
	31.12.26						加茂丸	福岡	3		(記事不明)	3 3 (不明)
32.1.26	32.1.25						第78明石丸	山口	3	三隅町3	33.5.18 第四次送還	3
	32.1.25						第79明石丸	山口	3	益田市2、江津市	(記事不明)	3 3 (不明)
32.11.23	32.11.21						第13明石丸	福岡	3	平田市3	32.11.22 その場釈放	6
	32.11.21						第15明石丸	福岡	3	平田市3		
32.11.28	32.11.26						第三日進丸	山口	5	三隅町2、益田市2、美保関町	(現在抑留)	5 5 (抑留)
33.2.2 *34.7.31	29.12.22						第30愛幸丸	福岡	4	島根村3、大社町出身	33.2.2 相互釈放送還	1 5
	29.12.22						第35愛幸丸	福岡	7	島根村2、鹿島町2、湖陵村、平田市、大社町出身		
	29.7.19						第五玉力丸	山口	4	島根村3、美保関町		
33.2.7	33.2.6						第八日東丸	山口	7	益田市出身7	(現在抑留)	7 7 (抑留)
33.4.22							第八平漁丸		1		(記事不明)	1 1 (不明)
33.4.23							第12平漁丸		1		33.4.24 第三次送還	2
							第15万生丸		1			

■参考；昭和35年以降の拿捕・抑留の状況（※新修島根県史）

	36.11.3	第二東洋丸	浜田	1 0						1週間後釈放	5 8 *県船
	37.5.13	第二東洋丸	浜田	1 1						37.12.8まで抑留	
	38.3.16	第八大成丸	大社	1 2						38.4.7 釈放	
	38.6.10	第10美妊丸 三宝丸	三隅 三隅	7 6						10日後に釈放	
	38.9.19	第五清興丸	浜田	1 2						38.11.5 釈放 *38.10.6 未成年者、病人 2人が帰国	

（注；日韓関係において拿捕等された日本船一覧表「森須和男氏作成」に、昭和40年5月22日拿捕、島根県三隅町『長永丸7人乗組』が登載されているが、同年5月28日付け島根新聞によれば、5.22夜巡視船あまくさが韓国警備艇に追跡された『三隅町の長栄丸7人乗込』をロープで引航し長崎に帰港した、とある。）

■参考； 拿捕された県内船の状況（※漁船登録台帳 2；総トン数百トン未満五トン以上の動力漁船）

登録番号	船名	所有者		船の状況			漁業種類		登録年月日	備考
		氏名	住所	総トン数	船質	機関	馬力			
306 740	第一大和丸	大島弥次郎 大島章外2名	八東郡千酌村 浜田市長浜町1320-1	41.24 59.70	木 鋼	焼玉 ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ	105 350	以東底曳 沖合底びき網、以西底びき網	29.12.24 55.8.1	抹消 新造
11 741	第二大和丸	大島弥次郎 大島章外3名	八東郡美保関町千酌 浜田市長浜町1320-1	38.03 59.68	木 鋼	焼玉 ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ	110 350	以東機船底びき網漁業 沖合底びき網	29.12.24 55.8.1	新造
315 775	第三平安丸	中島正吉外13名 伊瀬竹市外13名	浜田市浜田浦町 浜田市元浜町57	36.72 58.40	木 鋼	焼玉 ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ	80 340	機船底びき網漁業 以西、沖合底びき網漁業	29.8.28 45.9.4	抹消 新造
97 869 1066	第一八束丸	渋谷菊子外1名 有限会社八束丸 有限会社八束丸	八東郡千酌村 浜田市原井町808の1 浜田市原井町808-1	47.70 58.09 75	木 鋼 鋼	焼玉 ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ	120 310 460	以東底曳 沖合底びき網、以西底びき網 沖合底びき網、以西底びき網	30.10.7 53.6.9 60.6.25	抹消 譲受 新造
(参考) 409	*第六浜富丸 第五浜富丸	浜村幸雄	浜田市真光町60	47.82	木	焼玉	120	底曳網漁業	35.11.24	抹消
468 1453	第二東洋丸	木屋菊一外40名 木屋菊一外14名	浜田市元浜町 浜田市元浜町76の1	38.01 44.42	木 木	焼玉 焼玉	95 115	機船底びき網漁業 機船底曳網	35.8.29 35.8.30	抹消 新造
513 2032	第八大成丸	田中健市 藤川漁業有限会社	簸川郡大社町 簸川郡大社町字竜4	30.66 58.62	木 鋼	焼玉 ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ	210 310	底曳 沖合底びき網、以西底びき網	30.8.15 43.8.12	原簿閉鎖 漁種追加
(参考) 1069	*第十美好丸 第八美好丸	田中原吉	三隅町大字岡見	12.75	木	焼玉	40	延縄	34.1.16	沈没により抹消
1346 1672	三宝丸	次藤悟 次藤悟	那賀郡三隅町大字岡見 那賀郡三隅町大字岡見	14.50 17.95	木 木	焼玉 ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ	45 70	延縄 延縄	42.6.23 43.9.9	長崎県へ譲渡抹消 譲受
1667	第五清興丸	大達信之助外14名	浜田市元浜町62	49.47	木	ｼﾞｬﾝﾍﾞﾙ	200	機船底曳網	43.7.9	県外への譲渡のため抹消

- 備考) 1．漁船登録台帳は、漁船法が施行された昭和25年以降のものを登録している。
2．登録は船を対象としており、船名、所有者等が変更になっても、廃船になるまで番号は継続する。
3．船が更新されると（代船）、登録番号が変わる。更新しても、同じ船名をつけることはよくある。

(参考) 第五 (835)、第六 (836) 平漁丸 八東郡大芦村 29.6.9 廃船抹消

